

岡山市議会 2013年11月議会 陳情反対討論

日本共産党 岡山市議団 東つよし

陳情反対討論

日本共産党岡山市議団を代表して、陳情に対する委員長報告について反対の立場で討論に立たせていただきます。平成23年度陳情第39号「TPPの参加に反対する意見書の提出について」、陳情第1号「富吉小畑地区への斎場建設反対について」、および陳情第27号「岡山市新斎場建設反対について」、以上3つの陳情についていずれも採択すべきと考えます。以下理由を述べます。

平成23年度陳情第39号「TPPの参加に反対する意見書の提出について」は、現在政府が参加交渉をしているTPP環太平洋連携協定に参加しないことを国に求める陳情です。TPPについては、今までの岡山市議会でも様々な角度から反対や懸念の声が出されております。

政府は、交渉内容は国民にも国会議員にも知らせないという守秘契約書へのサインを交渉参加の冒頭に行いました。

国民に一切の情報を出さずに交渉を続けています。自民党内からさえ「これでは政府を支えきれない」と批判が出ています。国の命運にかかわる重大な問題を異常な秘密交渉に託すことは許されません。

「守るべきは守る」と安倍首相はいいます。アメリカの要求を次々に丸のみした対米事前協議をみれば、そんな力がないことはあきらかです。例えば、BSE検査の大幅緩和がすでに行っています。またアメリカの保険会社の利益を脅かすといわれ、かんぼ生命の新規商品の販売を中止しました。またアメリカの自動車業界を守るため、日本からの輸入車にかかる関税を長期に維持することにもなっています。国会での審議では守るべき「聖域」の中身は実は何もないことまで明らかになっています。

しかも政府は、貿易をめぐるアメリカの対日要求を「解決」するための協議も受け入れました。TPP交渉や日米協議を続けたら、日本がアメリカのいうがままになるのは必至です。

衆参の農水部会で守られなければ交渉から撤退すべきとされた農産物についても、100%近い自由化を求められており、本当に守ろうとすればTPPから撤退するしか道はありません。本議会でコメの生産調整の廃止、直接支払い交付金の半減と廃止の方針についての質問がありましたが、この政策自体が

TPP参加による輸入増加を見越したものではないでしょうか。すでにTPP交渉参加による実害が生まれています。全容が出てくるのを待つまでもないですし、待っていては手遅れになると考えます。

TPPは国家主権にも関わります。アメリカはISD、投資家対政府紛争条項の導入を強く迫っています。外国企業が進出先の政府の政策を訴え、損害賠償を請求できる仕組みです。近年、この条項を使って外国企業から環境や健康を守る規制が訴えられる例が増えています。例えばメキシコでは、廃棄物処理場の建設不許可処分がアメリカ企業に訴えられ、損害賠償を命じられました。またオーストラリアはタバコの規制についてアメリカのたばこ企業から商標権を侵すとして訴えられました。そしてドイツの脱原発政策がスウェーデンのエネルギー会社から投資が無駄になったとして提訴されました。国民の命や安全よりも多国籍企業の利益を上置くもので、憲法の国民主権の原則が空洞化し、国家主権が脅かされるのは必至です。

TPP参加は百害あって一利なし。そもそも貿易とは何でも自由化すればいいと言うものではありません。各国が経済のあり方を決める経済主権、自分の国の食べものは自分の国で作る食糧主権を確立しようと言う国際的な流れが大きくなっています。食糧生産の不安定さが問題になっている昨今、安全保障にもつながる政策だと思います。

TPPについての陳情は3つ出されています。いずれもTPPの問題点を指摘し、情報の公開や交渉からの脱退を求めるものです。しかし不採択とされたのはそのうちの1つです。すでに交渉参加したので時期に合わないというのが理由であったと仄聞しますが、陳情項目は「TPPに参加しないこと」であり、現状でも陳情内容として成り立つものです。同様の中身の陳情であっても一部を不採択、一部は継続審議とするのは市議会の政策的力量のほどが量られるのではないのでしょうか。

以上の理由で平成23年度陳情第39号「TPPの参加に反対する意見書の提出について」は採択すべきと訴えるものです。

続きまして陳情第1号「富吉小畑地区への斎場建設反対について」と陳情第27号「岡山市新斎場建設反対について」です。

ともに馬屋上学区富吉地区に斎場建設をさせないことを求める陳情です。本議会では会派を問わず多くの議員が質問に立ち、傍聴に多くの方が来られていた問題です。テレビや新聞でもくりかえし取り上げられました。

市は、富吉町内会臨時総会で昨年9月29日に斎場建設の候補地として検討することについて条件付賛成の決議が出されたことの一事をもって、地元の理解がえられたとしています。今回不採択とされた2つの陳情は、この市の言い分が成り立たないことを、住民の流した汗で裏付けるものになっています。

陳情第1号は、富吉町内会の約120世帯のうち80世帯175名の署名を

添えて提出されました。市当局が斎場候補地について地元賛成が得られた「根拠」とする富吉町内会臨時総会の決議に疑義を投げかける内容です。

町内会の中での内輪の問題だとして市当局は関知しない態度を一貫しています。しかし、この総会が行われる前に、ただの一度も市当局による説明会は行われませんでした。提供された資料はたったの3枚のみです。地図1枚と東山斎場の炉の説明1枚と新斎場の4条件が書かれたもの1枚だけなのです。しかも、市当局としては「候補地として検討してもいいか」を投げかけたただけだという委員会答弁でした。当町内会の正式な議事録でも「候補地として」採決をとった記録が残っています。

それが今、岡山市民70万人の新斎場として用地購入される唯一の根拠となる地元町内会決議となっているのです。

なぜ、このような重大な責任を地元町内会に押し付ける結果になってしまったのでしょうか。陳情のような声上がるのはしごく当然であり、子々孫々まで響くほどの不信が渦まいています。今や、町内会規約に則って臨時総会まで開き反対決議があがるまでになっています。それが陳情27号の内容です。

市長、斎場は市民にとって必要な施設であると同時に迷惑施設でもあります。だからこそ、丁寧で真摯な合意形成が必要だったのではないのでしょうか。このように地元には大きな混乱を残したまま市当局が強引に決定したという事を忘れないで下さい。

市長は「市のため」「市民のため」と言われましたが、最初の議会の実際の行動で裏切ることになってしまうことになりかねません。そして振り返って議会がこれをそのまま追認していいのかも問われます。

議員の皆さん、私たちは執行機関ではありません。住民の代表として、どんな小さな声も代表する立場です。執行部のやり方に疑義がある時、強引である時、ストップをかけられる議決権を持っているのは私たちだけではないでしょうか。

市民文教委員会でも、用地費計上が次の2月議会になったとしてもスケジュール的に問題が無いことが確認できました。2日間の集中審議でも、疑義の晴れた議員は少なかったのではないのでしょうか。これだけ多くの地元の住民が疑問を投げかけているならば、どうして一度立ち止まってみようと投げかけることすら出来ないのでしょうか。市当局の説明不足を認めるなら、今土地を買うべきでは決してありません。

以上の理由で陳情第1号「富吉小畑地区への斎場建設反対について」と陳情第27号「岡山市新斎場建設反対について」は採択すべきと訴えるものです。

以上で反対討論を終わります。みなさんのご賛同をお願い申し上げます。